

第3次荒尾市男女共同参画計画 (素案)

平成28年10月

目 次

第1章 計画の策定にあたって

1. 基本的な考え方.....	1
2. 荒尾市における取組状況.....	1
3. 計画期間.....	1

第2章 計画の概要

1. 基本理念.....	2
2. 重点課題.....	3
3. 重点目標.....	7
4. 施策体系.....	8

第3章 重点目標と施策の基本方向

重点目標1 あらゆる分野における女性の活躍推進.....	10
重点目標2 男女共同参画社会実現のための意識・社会基盤の改革.....	13
重点目標3 安心・安全な暮らしの実現.....	16
重点目標4 推進体制の充実・連携強化.....	21
成果指標と目標値一覧.....	22

第1章 計画の策定にあたって

1. 基本的な考え方

「第3次荒尾市男女共同参画計画」は、「荒尾市男女が共に生きる社会づくり推進条例」第14条に基づき策定するもので、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」第6条第2項の規定に定める市町村推進計画を包含するものとします。

本計画は、「新・第5次荒尾市総合計画」を上位計画とし、計画策定にあたっては、これまでの荒尾市男女共同参画計画「女と男いきいきプラン21」、第2次荒尾市男女共同参画計画」を継承しつつ、市の関連する諸計画との整合性を図ります。

また、昨年実施した「男女共同参画に関する市民意識調査」の結果や、内閣府の「第4次男女共同参画基本計画」、「第4次熊本県男女共同参画計画」を踏まえ、これまでの成果と課題を検証し、本市の男女共同参画社会づくりの新たな指針として策定します。

2. 荒尾市における取組状況

本市では、男女共同参画社会の実現を目指し、平成15年に荒尾市男女共同参画計画「女と男いきいきプラン21」を策定し、平成16年に「荒尾市男女が共に生きる社会づくり推進条例」を施行、平成17年に男女共同参画都市を宣言いたしました。その後の社会情勢の変化に対応して平成20年には計画を改定し、平成24年には「第2次荒尾市男女共同参画計画」を策定しました。

計画の実施においては全庁的な取組を行い、庁内で構成される男女共同参画推進会議や第三者機関である男女共同参画審議会にて把握評価し年度ごとに取組状況を公表しながら様々な施策を実施しています。

3. 計画期間

平成29（2017）年度から平成33（2021）年度までの5年間とします。

第2章 計画の概要

1. 基本理念

『女と男がともにいきいき輝くまち』

荒尾市では、『女と男がともにいきいき輝くまち』を基本理念とし、「荒尾市男女が共に生きる社会づくり推進条例」に定める7つの基本理念にのっとり、男女共同参画に関する施策を推進してきました。

「第3次荒尾市男女共同参画計画」においても、市民一人一人が家庭や地域、職場や学校などあらゆる分野において、男女が対等な構成員として自らの意思により能力が発揮され、個性に応じた生き方ができる社会づくりを推進するとともに、固定的な性別役割分担意識による慣習・慣行を「ジェンダーに敏感な視点」を持って見直し、女性も男性もさらには、全ての人が対等な立場で、いきいきと暮らせる男女共同参画社会の実現を目指します。

【荒尾市男女が共に生きる社会づくり推進条例における基本理念】

① 男女の人権の尊重

男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

② 社会における制度又は、慣行についての配慮

男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

③ 政策等の立案及び決定への共同参画

男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、市における政策又は事業者における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

④ 家庭生活における活動と他の活動の両立

男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を果たし、かつ、家庭生活以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

⑤ 男女の生涯にわたる健康の確保

男女共同参画社会の形成は、男女が互いの性に関する理解を深めるとともに、個人の意思が尊重され、生涯にわたる心身の健康の保持が図られることを旨として、行われなければならない。

⑥ 国際的協調

男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

⑦ 市、市民及び事業者の協働

男女共同参画社会の形成は、市、市民及び事業者の主体的な取組及び相互の連携協力により促進されることを旨として、これらの者の協働の下に行われなければならない。

2. 重点課題

(1) あらゆる分野において女性が活躍できる体制づくり

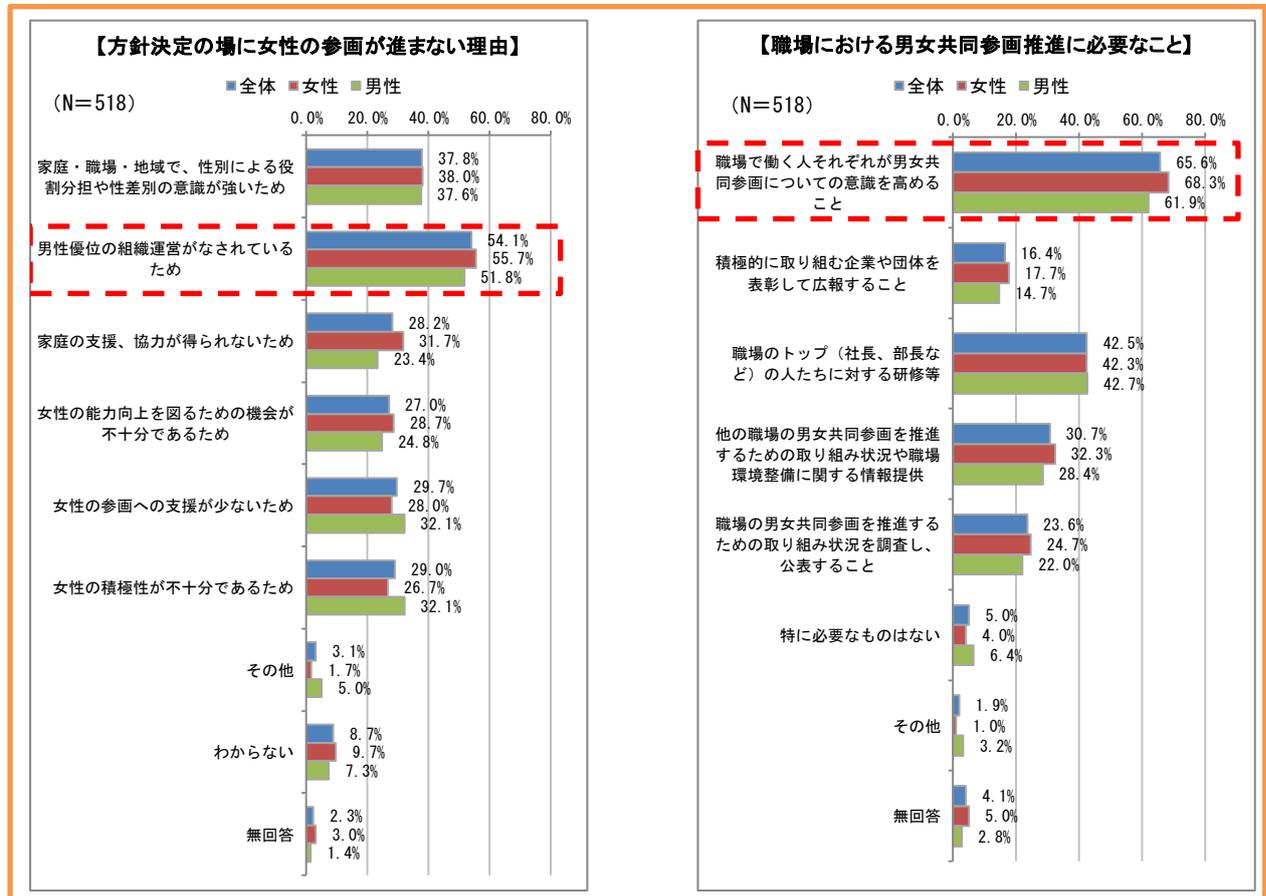
国においては、平成27年9月に「女性活躍推進法」を公布・施行し、更に踏み込んだポジティブ・アクションの実行等を通じた積極的な女性採用・登用のための取組や、将来指導的地位へ成長していく人材の層を厚くするための取組を進めることとしています。

これまで本市では、女性人材育成のためのセミナー開催やあらゆる機会や媒体を通じて各種啓発活動を展開するなど、あらゆる活動に男女がともに責任を持って積極的に参画していくとともに、多様な意見が意思決定過程に反映される体制づくりを推進してきました。

しかしながら、地域活動や職場等においても、政策・方針決定の場への女性の参画は少なく、女性の視点がさまざまな決定に十分反映できているとはいえない状況です。

また、市民意識調査では、方針決定の場に女性の参画が進まない理由として、「男性優位の組織運営がなされているため」（54.1%）、職場における男女共同参画推進に必要なこととして、「職場で働く人それぞれが男女共同参画についての意識を高める」（65.6%）が最も多く、次いで、各制度の普及や体制整備を求める意見が多くありました。

今後も、男女共同参画の意識を高めるとともに、女性人材の育成をはじめとする推進体制づくりや制度の普及啓発が必要です。



※平成27年度男女共同参画に関する市民意識調査

（２）固定的性別役割分担意識の解消とワーク・ライフ・バランスの推進

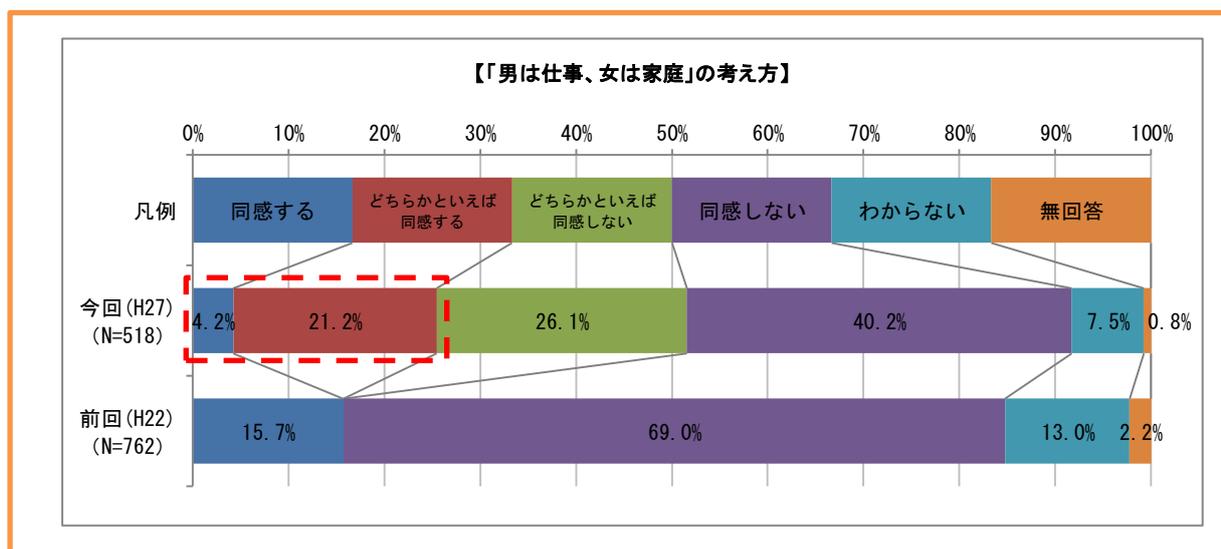
人口減少や少子高齢化などの急激な変化に対応し、活力ある豊かな社会を築くためには、男女一人ひとりが社会の対等な構成員としてあらゆる分野に参画し、その能力と個性を十分に発揮できることが重要であり、女性の活躍を妨げているさまざまな要因を解消していく必要があります。

市民意識調査では、「男は仕事、女は家庭」という固定的性別役割分担意識を、回答者の約4分の1が依然として持つとともに、「男女が性別にかかわらず、個性と能力を十分に発揮できる社会が実現されているか」については、約6割が悲観的な結果となっています。

一方、女性の職業に関しては、「子どもができて、ずっと職業を持ち続けるほうが良い」とする「職業継続型」が、前回調査より14ポイントほど増加し、女性の職業観は従来の固定的性別役割分担意識から改善が見られます。しかしながら、仕事と家庭を両立させる上での問題として、「家事・育児・介護などの負担が女性にかたよっている」（63.5%）ことと、「事業所内に家庭のことで年休を取りにくい雰囲気がある」（50.8%）が高くなっており、家事・育児・介護については、依然として女性が多くを担う状態が推察されます。

固定的性別役割分担意識を是正するためには、学校教育において人権教育を進めることはもちろん、子どもから高齢者まで、各ライフステージに応じた学習機会の提供や広報・啓発の取組が今後も重要となります。

また、男性の長時間労働は、家事・育児・介護への主体的な参画を困難にし、結果として女性が仕事と家庭を両立することをより難しくしているとともに、男性自身の仕事と生活の調和の実現も阻害する要因となっていることから、すべての人が男女共同参画の視点に立ち、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）に対する理解を促進する必要があります。



※平成27年度男女共同参画に関する市民意識調査

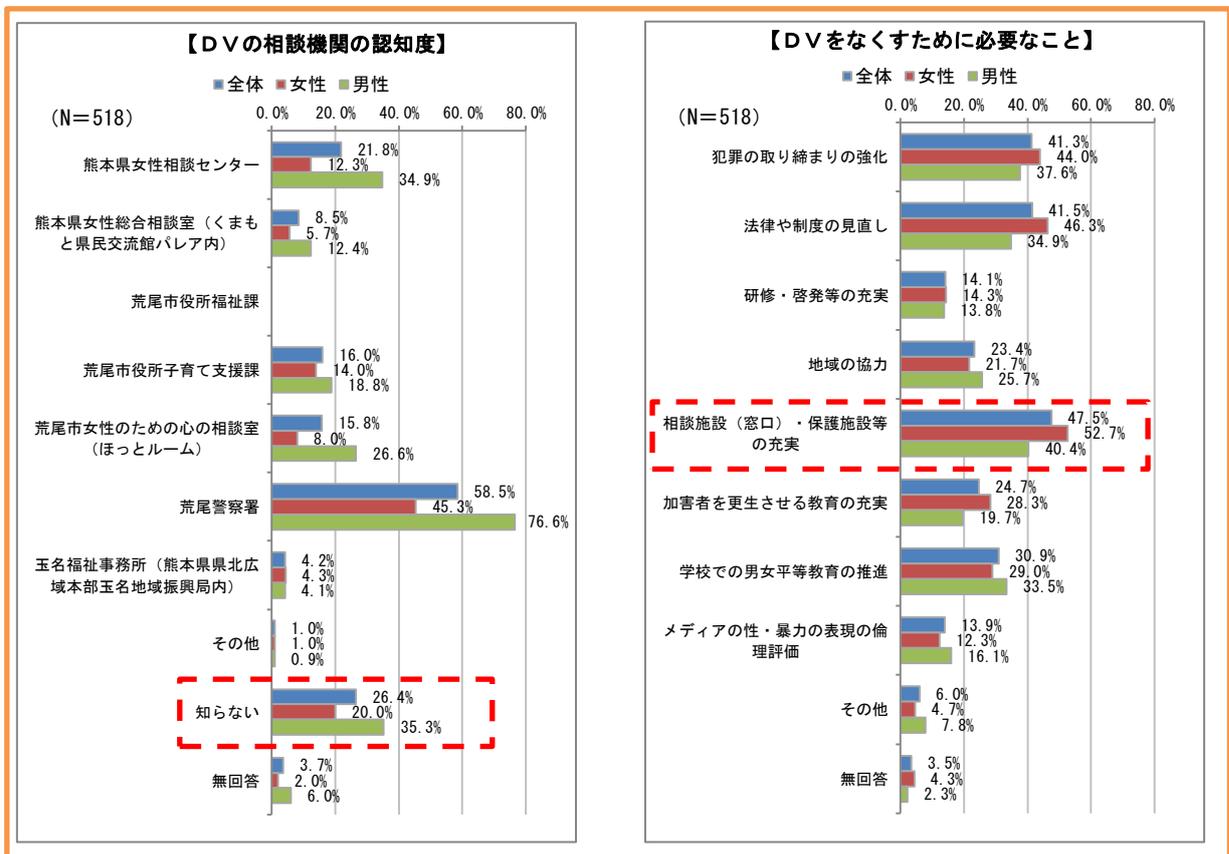
（3）誰もが安心して暮らすことができる環境の整備

重大な人権侵害である配偶者等からの暴力、ストーカー行為等の被害は引き続き深刻な社会問題となっています。また、近年、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）など、インターネット上の新たなコミュニケーションツールの広がりに伴い、女性が抱える問題は、時代とともに複雑多様化してきており、その予防と被害からの回復のための取組を推進し、暴力の根絶を図ることは、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。

市民意識調査では、ドメスティック・バイオレンス（DV）については、前回調査よりも内容までの認知度（74.3%）が増えています。相談できる7つの機関については「荒尾警察署」のみが半数を超え、その他の県や市の関係機関の認知度は低く、回答者の4分の1が7機関をすべて知らないと回答していました。

しかし、「相談施設・保護施設等の充実」（47.5%）をドメスティック・バイオレンス（DV）をなくすために必要と、最も多く回答し、必要性は認められているものの、どの機関の認知度も男性が大幅に多く、被害者になりやすい女性の認知度が低いことが、DV被害後の相談行動が少ないことにも影響していると考えられます。

今後も広報紙や研修による啓発活動を進めるとともに、関係機関との連携や相談窓口の周知の強化に取り組む必要があります。



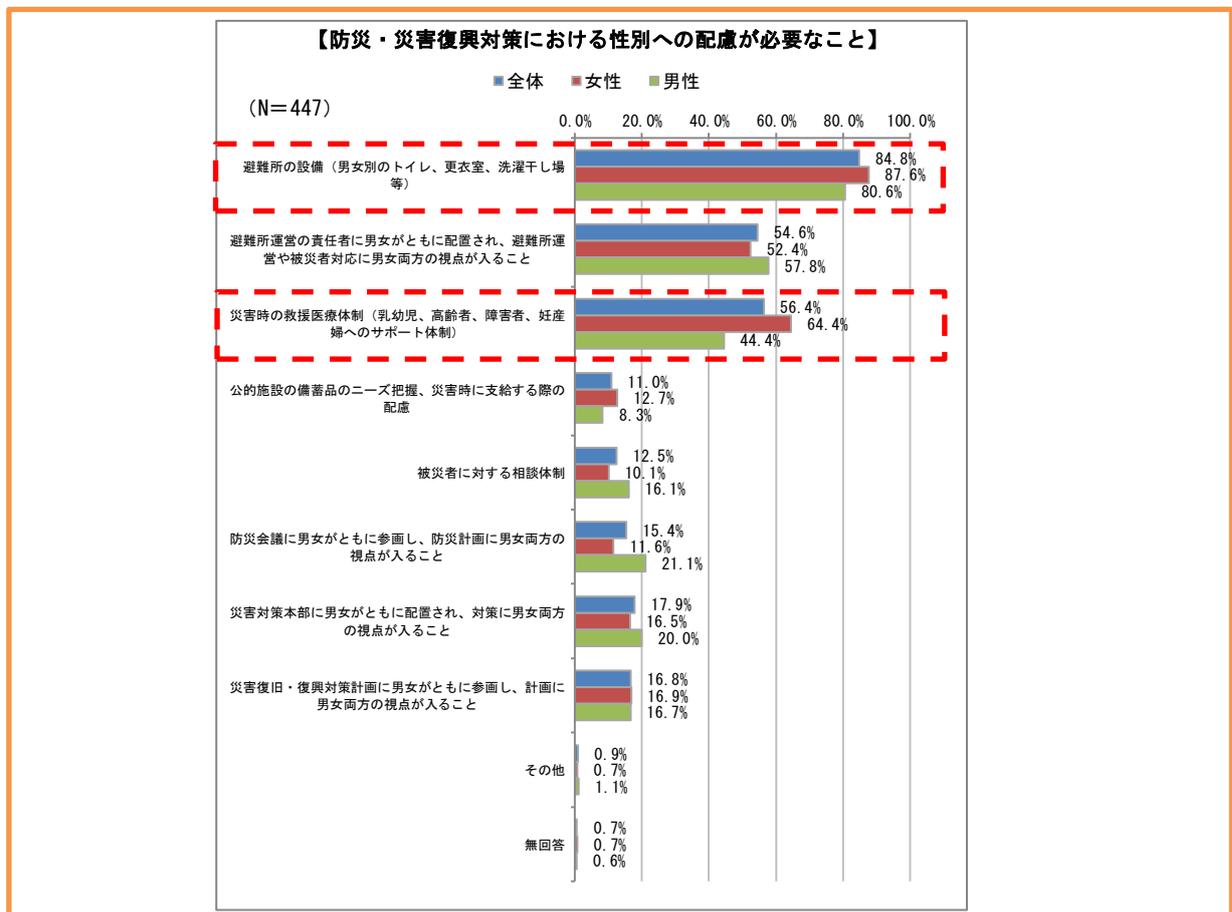
※平成 27 年度男女共同参画に関する市民意識調査

（４）防災分野における女性の参画

国は、東日本大震災の経験を踏まえて、平成 25 年5月に策定した「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」において、復旧・復興の意思決定過程の場での女性の活躍の推進、災害時から受ける男女等の社会的立場による困難を最小限にする、避難生活における人権尊重と安全・安心の確保などが示されるとともに、「地方公共団体の定める男女共同参画計画に、防災・復興に係る施策を適切に位置付け、地域防災計画とも整合性を取りながら、基本的な考え方や具体的な取組を盛り込むことが望ましい」としています。

市民意識調査では、防災・災害復興対策における性別に配慮した対応について、8割以上が必要を感じ、「避難所の設置（男女別のトイレ、更衣室、洗濯干し場など）」（84.8%）を最も配慮が必要としています。また、女性の方がより多く支持しており、「災害時の救援医療体制（乳幼児、高齢者、障害者、妊産婦へのサポート体制）」については、（男性：44.4%）、（女性：64.6%）と女性が20ポイントも多くなっています。

本市では、平成 28 年度に熊本地震を経験しました。震災時の避難所運営や被災者支援等における課題、これからの復興支援の取組を、男女共同参画の視点に立ち検証し施策の展開を図る必要があります。さらには、地域で活動する女性リーダーの育成を促進し、地域に定着させていくことも重要となります。



※平成 27 年度男女共同参画に関する市民意識調査

3. 重点目標

第3次荒尾市男女共同参画計画では、次の4つを本計画の重点目標とし、施策の方向性を定め具体的な施策の展開を図るとともに、重点課題の解決に向け取り組みます。

<重点目標 1> あらゆる分野における女性の活躍推進



荒尾市は・・・

まちづくりや職場での女性の活躍の場を広げます！！

<主な施策> 各種審議会等委員への女性の登用拡大、職業能力開発と能力発揮への支援、地域社会・地域活動への男女共同参画の推進 他。

<重点目標 2> 男女共同参画社会実現のための意識・社会基盤の改革



荒尾市は・・・

**仕事も家庭も大事にできる、
自分らしいライフスタイルの実現を応援します！！**

<主な施策> 男女共同参画の意識啓発活動の推進、仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し、ニーズに応じた子育てサービス等の充実 他。

<重点目標 3> 安心・安全な暮らしの実現



荒尾市は・・・

**女性の視点をプラスして、
地域の防災力をアップします！！**



荒尾市は・・・

**気づき、つながり、支え合う、
安心安全なまちづくりを進めます！！**

<主な施策> 防災対策・避難所運営等への男女共同参画視点の取り入れ、あらゆる暴力の根絶にむけての啓発活動の推進、あらゆる暴力被害者への相談体制及びカウンセリング等の充実 他。

<重点目標 4> 推進体制の充実・連携強化

<主な施策> 総合的な推進体制の整備と施策の推進 他。

4. 施策体系

基本理念	重点目標	施策の基本方向	具体的施策
<p>女(ひと)と男(ひと)がともにいきいき輝くまち</p>	<p>1. あらゆる分野における女性の活躍推進</p>	<p>1. 政策・方針決定の場への女性の参画拡大</p>	<p>1 各種審議会等委員への女性の登用拡大 2 女性職員の能力開発と管理職への登用の推進 3 女性の登用についての啓発及び情報提供</p>
		<p>2. 就業・雇用の分野における男女共同参画の推進</p>	<p>4 各種関係法の雇用者・被雇用者双方への情報提供 5 職業能力開発と能力発揮への支援 6 女性に対する就労支援</p>
		<p>3. 農林水産業における男女共同参画の推進</p>	<p>7 農林水産分野における意思決定の場への女性の参画拡大 8 農林水産分野における固定的性別役割分担意識の解消 9 農林水産分野における就労環境改善の推進</p>
		<p>4. 活力あるまちづくりへの共同参画</p>	<p>10 各種地域団体の活動促進 11 地域社会・地域活動への男女共同参画の推進</p>
	<p>2. 男女共同参画社会実現のための意識・社会基盤の改革</p>	<p>1. 性別による固定的な役割分担意識の是正</p>	<p>12 男女共同参画の意識啓発活動の推進 13 男女共同参画社会形成のための情報の提供 14 男女共同参画に配慮した情報の提供 15 仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し</p>
		<p>2. あらゆる学習の場での男女共同参画の意識づくり</p>	<p>16 男女共同参画を推進する教育・学習の推進 17 教職員の男女共同参画に関する意識啓発の推進 18 多様な選択を可能にする教育・学習機会の充実</p>
		<p>3. 子育て支援体制の充実</p>	<p>19 ニーズに応じた子育てサービス等の充実</p>

女性活躍推進法の市町村推進計画
として位置つける施策

重点目標	施策の基本方向	具体的施策	
3. 安心・安全な暮らしの実現	1. 女性視点を反映した地域の防災力向上	20 防災分野における意思決定の場への女性の参画拡大	
		21 防災対策・避難所運営等への男女共同参画視点の取り入れ	
	2. 生涯を通じた健康づくりへの支援	22 健康づくり意識の普及、啓発	
		23 健康診査の実施、充実	
		24 女性の健康の包括的支援体制の充実	
		25 性に関する正しい知識に基づいた教育の推進	
	3. 男女間におけるあらゆる暴力の根絶	26 妊娠、出産等に関する健康支援体制の充実	
		27 あらゆる暴力の根絶にむけての啓発活動の推進	
	4. 安心して暮らせる環境整備	3. 男女間におけるあらゆる暴力の根絶	28 あらゆる暴力被害者への相談体制及びカウンセリング等の充実
			29 関係機関との連携による被害者に対する救済及び自立支援の推進
		4. 安心して暮らせる環境整備	30 生活上の困難に直面する女性等への支援
			31 経済的な子育て支援体制の充実
32 高齢者の介護等への支援			
33 高齢者の社会参加の促進			
34 障がい者が安心して暮らせる環境の整備			
35 高齢者・障がい者等に配慮した社会基盤の整備			
36 国際理解と国際交流の推進			
37 総合的な推進体制の整備と施策の推進			
4. 推進体制の充実・連携強化	1. 市の推進体制の充実	38 男女共同参画に関する施策を広く周知するための広報活動	
		39 男女共同参画に関する市職員の意識啓発の推進	
		40 男女共同参画に関する国際的な取組事例等の収集と情報提供	

第3章 重点目標と施策の基本方向

<重点目標 1>

あらゆる分野における女性の活躍推進

あらゆる分野において女性の活躍を推進するためには、男女が、働く場、地域など社会のあらゆる分野の政策・方針決定過程に対等に参画できる社会づくりが必要です。

そのためには、市民一人ひとりが自分の問題と捉え男女共同参画意識を高く持つとともに、女性自身も自らの個性や能力を発揮するための意識を育むことが重要です。

女性人材育成のためのセミナー開催やあらゆる機会や媒体を通じて、各種啓発活動を展開するなど、あらゆる活動に男女がともに責任を持って積極的に参画し、多様な意見が意思決定過程に反映される体制づくりを推進します。

<施策の基本方向1> 政策・方針決定の場への女性の参画拡大

No.	具体的施策	取組内容	所管課
1	各種審議会等委員への女性の登用拡大	政策・方針決定の場への女性の参画を拡大するため、各種審議会等において、委員改選時の積極的な女性登用、女性の登用状況の調査・公表、女性人材の発掘・育成に全庁的に取り組む。	総務課 関係各課
2	女性職員の能力開発と管理職への登用の推進	登用に向けて、女性職員のモチベーションを高めるための研修や、管理職の業務の効率化等の環境整備に取り組み、性別に関わらない、能力と適正に応じた人事管理を推進する。	総務課
3	女性の登用についての啓発及び情報提供	地域団体や市民団体等各種団体、事業者等における方針決定過程への女性の参画を進めるための情報提供や啓発活動を行う。	総務課 産業振興課

■□■ 成果指標と目標値 ■□■

施策 No.	成果指標	現状 (平成27年度)	目標 (平成33年度)	担当課
1	市の審議会等の女性登用率	26.1% (H28.3.31)	35.0%	総務課
2	市の管理職（課長以上職員）に占める女性の割合	2.6% (H27.4.1)	15.0%	総務課
	市の役付職員（係長級以上職員）に占める女性の割合	17.1% (H27.4.1)	30.0%	総務課

＜施策の基本方向2＞ 就業・雇用の分野における男女共同参画の推進

No.	具体的施策	取組内容	所管課
4	各種関係法の雇用者・被雇用者双方への情報提供	男女雇用機会均等法、育児介護休業法、パート労働法等の労働関連法令等について、事業者、被雇用者双方への情報提供を行うとともに、育児・介護休業制度等の各種制度利用促進についての啓発を行う。	総務課 産業振興課 市民病院
5	職業能力開発と能力発揮への支援	事業所における女性の職業能力開発や女性の処遇改善等につながる研修やセミナー等の情報を提供し、性別に捉われない、能力と適正に応じて働くことができる職場環境づくりを推進する。また、県の事業である男女共同参画推進事業者表彰に関して市内事業所へ情報提供を行うとともに、事業所の男女共同参画に関する取組等の情報を収集する。	総務課 産業振興課
6	女性に対する就労支援	未就職者の就労や、出産・育児・介護等による離職者の再就職のための情報提供や講座等を実施し、就労、起業等の支援を行う。	総務課 産業振興課

■□■ 成果指標と目標値 ■□■

施策No.	成果指標	現状 (平成27年度)	目標 (平成33年度)	担当課
5	市内事業所における管理職(係長相当職以上)に占める女性の割合	-	20.0%	総務課
6	女性就労支援セミナー受講者の就労率	-	20.0%	総務課
	女性起業者数	8人 (H28.3.31)	50人 (毎年10人)	産業振興課

＜施策の基本方向3＞ 農林水産業における男女共同参画の推進

No.	具体的施策	取組内容	所管課
7	農林水産分野における意思決定の場への女性の参画拡大	農業委員会や各種組合等の役員等への女性の参画、マジック釣り大会等各種農林水産関連イベント等の企画・運営等意思決定分野への女性の参画を推進する。	産業振興課 農林水産課

8	農林水産分野における固定的性別役割分担意識の解消	女性の経営能力や農林水産技術の向上のための講演、イベント等の情報提供や参加の促進を行い、農林水産分野における固定的性別役割分担意識に基づく慣習の解消を推進し、男女共同参画の意識啓発を図る。	農林水産課
9	農林水産分野における就労環境改善の推進	農林水産分野における女性の能力発揮を推進するため、家族経営協定締結の促進、畜産ヘルパー制度の利用促進を図り、仕事と生活の両立が可能な就労環境づくりを支援する。	農林水産課

■□■ 成果指標と目標値 ■□■

施策 No.	成果指標	現状 (平成 27 年度)	目標 (平成 33 年度)	担当課
7	農業委員に占める女性の割合	0% (H28.3.31)	14.0%	農林水産課
8	女性認定農業者数	52人 (H28.3.31)	60人	農林水産課
9	家族経営協定締結農家数	15戸 (H28.3.31)	20戸	農林水産課
	畜産ヘルパー制度利用率	23.5% (H28.3.31)	25.0%	農林水産課

<施策の基本方向4> 活力あるまちづくりへの共同参画

No.	具体的施策	取組内容	所管課
10	各種地域団体の活動促進	市民の自発的な活動の活性化や各種団体の自立及び連携を支援し、団体活動を促進するとともに、社会の各分野や地域においてリーダーとなる人材を発掘、育成し、地域活動の活性化を図る。	総務課 くらしいきいき課
11	地域社会・地域活動への男女共同参画の推進	観光や環境、雇用等、さまざまな分野を含めた地域おこしやまちづくりに関する政策・方針決定の場への女性の参画の拡大を図る。また、男性の積極的な地域社会への参画を啓発し、男女が共に地域社会・地域活動に参画できる環境づくりを推進する。	総務課 環境保全課 くらしいきいき課 産業振興課 農林水産課

＜重点目標 2＞

男女共同参画社会実現のための意識・社会基盤の改革

固定的性別役割分担意識は、解消されつつあるものの依然として根強く残っています。

各種講演会や研修会、イベント等の開催を通じ、子どもから高齢者まで広く市民に意識啓発を行うとともに、男女共同参画の視点に立った情報発信に努めます。

また、学校教育において、人権尊重や男女平等の意識を育てる教育・学習の充実を図るとともに、保護者や教職員への男女共同参画意識の啓発に取り組みます。

さらには、男性自身や家族等の意識改革の啓発に努めるなど、女性の社会参画とワークライフバランス、子どもの健やかな成長に向けた取組を推進します。

＜施策の基本方向1＞ 性別による固定的な役割分担意識の是正

No.	具体的施策	取組内容	所管課
12	男女共同参画の意識啓発活動の推進	男女共同参画や男女平等を含む人権問題等について、各種講演会や研修会、イベント等の開催を通じ、広く市民に意識啓発を行う。	総務課 人権啓発推進室 生涯学習課
13	男女共同参画社会形成のための情報の提供	男女共同参画関連資料収集や、国・県・市等の施策や調査等情報収集を行い、資料及び情報の提供を行う。	秘書広報課 総務課 生涯学習課
14	男女共同参画に配慮した情報の提供	広報、ホームページ、及び、市が編集、発行する印刷物（ちらし、パンフレット等）等の作成に当たり、男女どちらかに偏った表現や、性別によりイメージを固定化した表現等をせず、多様な受け手を意識し、男女共同参画の視点に立った表現を行う。	秘書広報課 総務課 関係各課
15	仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し	長時間労働を前提とした男性中心型の労働慣行を見直し、家事、育児、介護、地域社会等への男性の参画が促進されるよう、男性自身や家族、事業者や職場等の意識改革の啓発を行うとともに、男性の育児休業取得促進等、ワークライフバランスを支援する取組等の情報提供を行い、多様な働き方を支援する。	総務課 健康生活課 産業振興課 生涯学習課

■□■ 成果指標と目標値 ■□■

施策 No.	成果指標	現状 (平成 27 年度)	目標 (平成 33 年度)	担当課
12	まちづくりアンケートにおいて、「荒尾市の男女共同参画社会に向けた取組が進んでいる」と回答した市民の割合	33.8% (H27 アンケート 調査結果)	40.0%	総務課
15	3 歳以下の子がいる家庭のうち、父親が育児に協力的である家庭の割合	75.8% (H28.3.31)	80.0%	健康生活課

＜施策の基本方向2＞ あらゆる学習の場での男女共同参画の意識づくり

No.	具体的施策	取組内容	所管課
16	男女共同参画を推進する教育・学習の推進	発達段階に応じて指導方法を工夫しながら、児童生徒の人権尊重や男女平等の意識を育てる教育・学習の充実を図るとともに、児童生徒の保護者やPTA活動等への男女共同参画意識の啓発を推進する。	教育振興課 生涯学習課
17	教職員の男女共同参画に関する意識啓発の推進	男女共同参画に関する正しい理解のための校外研修会等への参加の促進、男女共同参画をテーマとした校内研修等の開催を通じ、教職員の男女共同参画の意識啓発を推進する。	教育振興課
18	多様な選択を可能にする教育・学習機会の充実	児童生徒が、将来の仕事、結婚など自らの生き方について多様な選択ができるよう男女共同参画の視点に立った指導を行い、児童生徒の固定的性別役割分担意識に捉われない主体的な進路選択の能力の向上を図る。	教育振興課

■□■ 成果指標と目標値 ■□■

施策 No.	成果指標	現状 (平成 27 年度)	目標 (平成 33 年度)	担当課
16	家庭教育に関する講座(保護者対象)の開催数	10 回 (H28.3.31)	13 回	生涯学習課
17	男女共同参画を教職員校内研修のテーマに採用した小中学校の割合	84.6% (H28.3.31)	92.0%	教育振興課

＜施策の基本方向3＞ 子育て支援体制の充実

No.	具体的施策	取組内容	所管課
19	ニーズに応じた子育てサービス等の充実	家庭における子育てに対する負担を軽減し、女性の社会参画とワークライフバランス、子どもの健やかな成長を推進するため、子育て環境の充実、制度の周知を図る。	子育て支援課

■□■ 成果指標と目標値 ■□■

施策No.	成果指標	現状 (平成27年度)	目標 (平成33年度)	担当課
19	保育所の利用待機児童数	15人 (H28.3.31)	0人	子育て支援課
	放課後児童クラブの利用待機児童数	12人 (H28.3.31)	0人	子育て支援課
	病児・病後児保育利用件数	1,857件 (H28.3.31)	2,000件	子育て支援課
	ファミリーサポートセンター利用件数	513件 (H28.3.31)	700件	子育て支援課

<重点目標 3>

安心・安全な暮らしの実現

男女が互いの人権を尊重し、生涯を通じて心身ともに健康で安心した暮らしができることは、男女共同参画社会の形成にあたっての前提です。

男女の性差に応じて生涯を通じた健康づくりを推進するとともに、経済的困難や社会的困難など、さまざまな生活上の困難に直面する女性等の支援体制の充実を図ります。

また、近年、複雑多様化している男女間におけるあらゆる暴力の根絶に向けた対応や、被害者救済及び自立に向けた支援体制の充実、女性視点を反映した地域の防災力向上に取り組み、安心・安全な暮らしの実現を目指します。

<施策の基本方向1> 女性視点を反映した地域の防災力向上

No.	具体的施策	取組内容	所管課
20	防災分野における意思決定の場への女性の参画拡大	男女双方の視点を反映した防災体制の整備を推進するため、防災会議や消防団等、防災分野の意思決定の場への女性の参画を促進する。	くらしいきいき課
21	防災対策・避難所運営等への男女共同参画視点の取り入れ	女性をはじめとする多様なニーズを反映した防災計画の整備、女性の視点での防災用物資の備蓄等、避難所運営等への男女共同参画の視点を導入する。	くらしいきいき課 関係各課

■□■ 成果指標と目標値 ■□■

施策No.	成果指標	現状 (平成27年度)	目標 (平成33年度)	担当課
20	消防団員に占める女性の割合	1.6% (H28.3.31)	3.0%	くらしいきいき課
21	男女共同参画視点からの防災に関する講演・研修等の開催数	13件 (H28.3.31)	20件	くらしいきいき課

＜施策の基本方向2＞ 生涯を通じた健康づくりへの支援

No.	具体的施策	取組内容	所管課
22	健康づくり意識の普及、啓発	男女がそれぞれの身体の特徴を理解し、生涯を通じた健康を保持増進するため、幅広い年代への健康づくりに関する情報提供や意識啓発等の教育活動、広報活動等を行う。	健康生活課 高齢者支援課 生涯学習課 市民病院
23	健康診査の実施、充実	生涯にわたる男女の健康の包括的な支援のため、各種健康診査、健康指導等を実施する。	健康生活課
24	女性の健康の包括的支援体制の充実	女性の生涯を通じた健康保持のため、女性特有のがん検診等の受診体制の整備、充実を図るとともに、ライフステージごとに変化する女性の心身の健康を生涯にわたって支援するための相談体制の充実を図る。	総務課 健康生活課 市民病院
25	性に関する正しい知識に基づいた教育の推進	性に関する正しい知識を身につけ、男女が互いの性を理解し、対等な関係の中で、妊娠及び出産等について決定することができるよう、教育・啓発の充実を図る。	健康生活課 教育振興課 市民病院
26	妊娠、出産等に関する健康支援体制の充実	女性の健康にとって大きな節目である妊娠・出産期において、安心して子どもを産み育てることができるよう、妊娠・出産・子育てにわたり、母子保健サービスの提供、医療のサポート、相談体制の充実等、切れ目のない支援を行う。	健康生活課 子育て支援課 市民病院

■□■ 成果指標と目標値 ■□■

施策No.	成果指標	現状 (平成27年度)	目標 (平成33年度)	担当課
22	地域巡回スポーツ教室の参加者数	705人 (H28.3.31)	720人	生涯学習課
24	乳がん・子宮頸がん検診受診率	乳がん検診 24.0% (H28.3.31)	乳がん検診 50.0%	健康生活課
		子宮頸がん検診 23.2% (H28.3.31)	子宮頸がん検診 50.0%	
26	乳幼児健康診査受診率	96.3% (H28.3.31)	97.0%	健康生活課

母親学級参加率	76.9% (H28.3.31)	80.0%	健康生活課
母子保健推進員数	9人 (H28.3.31)	15人	健康生活課

＜施策の基本方向3＞ 男女間におけるあらゆる暴力の根絶

No.	具体的施策	取組内容	所管課
27	あらゆる暴力の根絶にむけての啓発活動の推進	DVや様々なハラスメントを含むあらゆる暴力の根絶に向けて、行政や警察のみならず市民団体や地域住民、関係機関と連携した啓発活動を推進する。	総務課 市民課 くらしいきいき課 子育て支援課 産業振興課 議会事務局 関係各課
28	あらゆる暴力被害者への相談体制及びカウンセリング等の充実	被害者相談窓口や支援機関の所在等の効果的な周知に努め、充実した相談体制の整備を行う。また、相談員の研修等への参加機会を拡大し、相談員のケア及びスキルアップを図る。	総務課 子育て支援課
29	関係機関との連携による被害者に対する救済及び自立支援の推進	関係機関・支援団体等とのネットワークを構築し、連絡会議等での情報共有、被害者救済のための体制整備を図り、被害者の自立支援を推進する。	総務課 高齢者支援課 子育て支援課

■口■ 成果指標と目標値 ■口■

施策No.	成果指標	現状 (平成27年度)	目標 (平成33年度)	担当課
27	防犯パトロール回数	2,200回 (H28.3.31)	2,500回	くらしいきいき課
28	DVの相談機関の認知度 (男女共同参画に関する市民意識調査より抜粋。次回は平成32年度に調査実施。)	73.6% (H27アンケート調査結果)	100%	総務課

＜施策の基本方向4＞ 安心して暮らせる環境整備

No.	具体的施策	取組内容	所管課
30	生活上の困難に直面する女性等への支援	経済的困難や社会的困難など、さまざまな生活上の困難に直面する女性等に対し、相談員や関係機関等が連携し、世帯や子どもの実情に応じた自立支援を行うとともに、支援体制や支援策の効果的な広報活動の推進を図る。	総務課 福祉課 健康生活課 高齢者支援課 子育て支援課 産業振興課 教育振興課
31	経済的な子育て支援体制の充実	安心して子育てをしながら生活できる環境を整備するための経済的な支援事業を実施する。	子育て支援課 教育振興課
32	高齢者の介護等への支援	各種介護サービスの充実を図るとともに、介護予防対策や認知症対策、情報提供や相談体制の整備、地域の協力体制の構築等を推進する。	高齢者支援課
33	高齢者の社会参加の促進	地域における高齢者の居場所づくりや、経験や技術を活かして高齢者が活躍できる機会の提供を推進し、地域社会へ的高齢者の参画を促進するとともに、シルバー人材センター等を通じた高齢者の多様な就業機会を提供し、高齢者の能力開発、就業の促進を支援する。	くらしいきいき課 福祉課 高齢者支援課 産業振興課 生涯学習課
34	障がい者が安心して暮らせる環境の整備	各種障がい福祉サービスの充実を図り、障がい者が安心して暮らせる環境の整備、障がい者の自立支援、就労支援等を推進するとともに、情報提供や相談体制、地域の協力体制の整備等を行う。	福祉課 産業振興課
35	高齢者・障がい者等に配慮した社会基盤の整備	建築物、道路、公共交通機関等公共施設のバリアフリー化を推進し、高齢者・障がい者等に配慮したまちづくりを推進する。	高齢者支援課 土木課 建築住宅課 市民病院 関係各課

36	国際理解と国際交流の推進	外国人による授業を通じ、児童生徒の愛国心や異文化理解を促進し、国際的視野に立った男女共同参画の意識啓発を推進する。また、ホームステイやホストファミリー等の活動を支援し、市民の国際的視野の育成、国際交流を促進するとともに、国際交流団体の活動を支援し、市民に国際交流の機会を広く提供し、外国人が安心して暮らすことができる環境づくりを推進する。	政策企画課 教育振興課
----	--------------	---	----------------

■□■ 成果指標と目標値 ■□■

施策No.	成果指標	現状 (平成27年度)	目標 (平成33年度)	担当課
32	認知症サポーター数	5,969人 (H28.3.31)	10,010人	高齢者支援課
34	日中一時支援事業利用者数	54人 (H28.3.31)	85人	福祉課

<重点目標 4>

推進体制の充実・連携強化

男女共同参画の推進に係る施策は幅広い分野と密接に関係しています。

全庁的な推進体制のもと、男女共同参画施策の進捗管理及び施策の効果的な推進を図ります。また、市の職員一人ひとりが男女共同参画の視点を持って、各施策に取り組む事ができるよう意識啓発を図ります。

さらには、先進的な取組事例や施策の進捗状況等、男女共同参画に関する施策について、広く周知に努めながら、市民とともに男女共同参画社会の実現を目指します。

<施策の基本方向1> 市の推進体制の充実

No.	具体的施策	取組内容	所管課
37	総合的な推進体制の整備と施策の推進	庁内の男女共同参画推進会議、幹事会、ワーキンググループ員会議及び外部委員にて構成される男女共同参画審議会の開催を通じ、市の男女共同参画施策の進捗管理及び施策の効果的な推進を図る。	総務課
38	男女共同参画に関する施策を広く周知するための広報活動	市の男女共同参画社会に関する施策や、男女共同参画計画に基づく施策の進捗状況等について、広報やホームページ等を通じ公表を行う。	総務課
39	男女共同参画に関する市職員の意識啓発の推進	職員一人ひとりが男女共同参画の視点を持って市の施策に取り組む事ができるよう、男女共同参画についての全職員対象研修を行い、意識啓発を図る。	総務課
40	男女共同参画に関する国際的な取組事例等の収集と情報提供	男女共同参画の国際的な取組事例等の情報を収集し情報提供に努めるとともに、国際的な協調に向け、国の施策との連携を推進する。	総務課

■□■ 成果指標と目標値 ■□■

施策No.	成果指標	現状 (平成27年度)	目標 (平成33年度)	担当課
39	男女共同参画職員研修アンケートにおいて「男女共同参画について理解が深まった」と回答した割合	70.7% (H27 アンケート調査結果)	100.0%	総務課
	市の男性職員の育児休業取得率	0% (H28.3.31)	5.0%	総務課

■□■ 成果指標と目標値一覧 ■□■

＜重点目標1＞ あらゆる分野における女性の活躍推進

指標 No.	施策 No.	成果指標	現状 (平成27年度)	目標 (平成33年度)	担当課
①	1	市の審議会等の女性登用率	26.1% (H28.3.31)	35.0%	総務課
②	2	市の管理職（課長以上職員）に占める女性の割合	2.6% (H27.4.1)	15.0%	総務課
③		市の役付職員（係長級以上職員）に占める女性の割合	17.1% (H27.4.1)	30.0%	総務課
④	5	市内事業所における管理職（係長相当職以上）に占める女性の割合	-	20.0%	総務課
⑤	6	女性就労支援セミナー受講者の就労率	-	20.0%	総務課
⑥		女性起業者数	8人 (H28.3.31)	50人 (毎年10人)	産業振興課
⑦	7	農業委員に占める女性の割合	0% (H28.3.31)	14.0%	農林水産課
⑧	8	女性認定農業者数	52人 (H28.3.31)	60人	農林水産課
⑨	9	家族経営協定締結農家数	15戸 (H28.3.31)	20戸	農林水産課
⑩		畜産ヘルパー制度利用率	23.5% (H28.3.31)	25.0%	農林水産課

＜重点目標2＞ 男女共同参画社会実現のための意識・社会基盤の改革

指標 No.	施策 No.	成果指標	現状 (平成27年度)	目標 (平成33年度)	担当課
⑪	12	まちづくりアンケートにおいて、「荒尾市の男女共同参画社会に向けた取組が進んでいる」と回答した市民の割合	33.8% (H27アンケート調査結果)	40.0%	総務課
⑫	15	3歳以下の子がいる家庭のうち、父親が育児に協力的である家庭の割合	75.8% (H28.3.31)	80.0%	健康生活課
⑬	16	家庭教育に関する講座（保護者対象）の開催数	10回 (H28.3.31)	13回	生涯学習課
⑭	17	男女共同参画を教職員校内研修のテーマに採用した小中学校の割合	84.6% (H28.3.31)	92.0%	教育振興課
⑮	19	保育所の利用待機児童数	15人 (H28.3.31)	0人	子育て支援課
⑯		放課後児童クラブの利用待機児童数	12人 (H28.3.31)	0人	子育て支援課
⑰		病児・病後児保育利用件数	1,857件 (H28.3.31)	2,000件	子育て支援課
⑱		ファミリーサポートセンター利用件数	513件 (H28.3.31)	700件	子育て支援課

＜重点目標3＞ 安心・安全な暮らしの実現

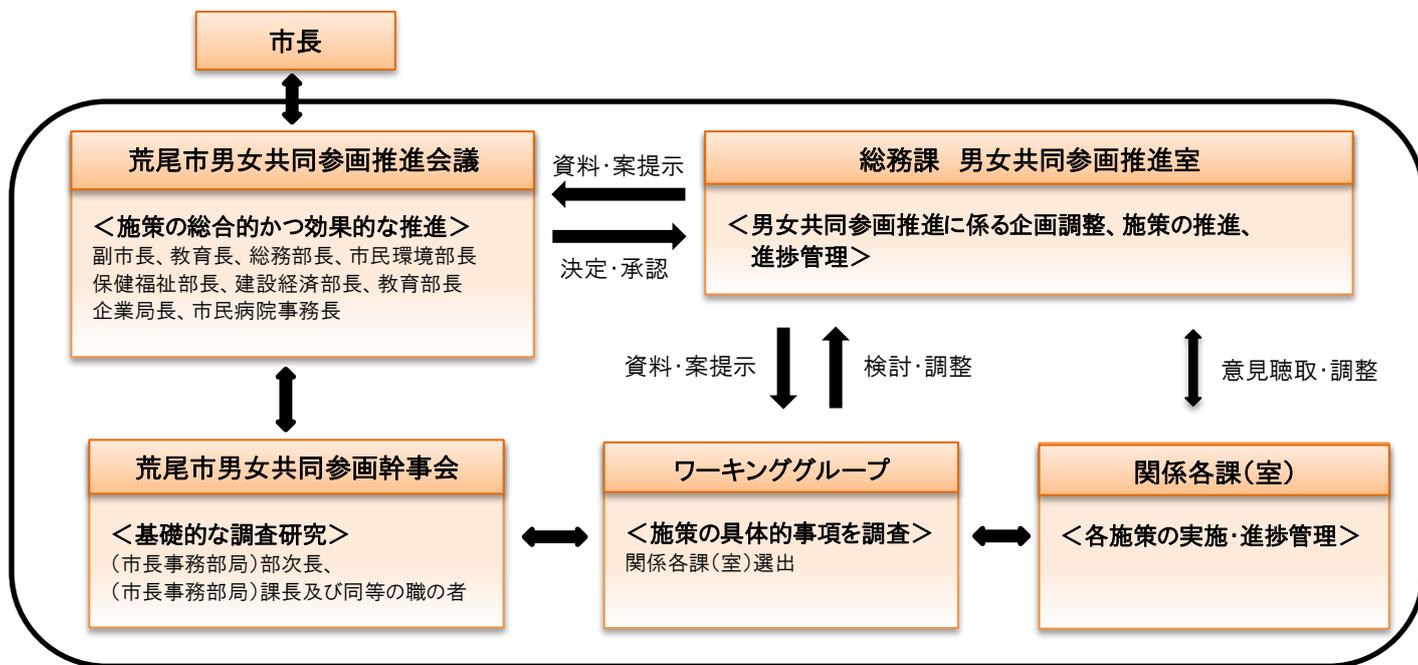
指標 No.	施策 No.	成果指標	現状 (平成 27 年度)	目標 (平成 33 年度)	担当課
⑲	20	消防団員に占める女性の割合	1.6% (H28.3.31)	3.0%	くらしいきいき課
⑳	21	男女共同参画視点からの防災に関する講演・研修等の開催数	13 件 (H28.3.31)	20 件	くらしいきいき課
㉑	22	地域巡回スポーツ教室の参加者数	705 人 (H28.3.31)	720 人	生涯学習課
㉒	24	乳がん・子宮頸がん検診受診率	乳がん検診 24.0% (H28.3.31)	乳がん検診 50.0%	健康生活課
			子宮頸がん検診 23.2% (H28.3.31)	子宮頸がん検診 50.0%	
㉓	26	乳幼児健康診査受診率	96.3% (H28.3.31)	97.0%	健康生活課
㉔		母親学級参加率	76.9% (H28.3.31)	80.0%	健康生活課
㉕		母子保健推進員数	9 人 (H28.3.31)	15 人	健康生活課
㉖	27	防犯パトロール回数	2,200 回 (H28.3.31)	2,500 回	くらしいきいき課
㉗	28	DVの相談機関の認知度 (男女共同参画に関する市民意識調査より抜粋。次回は平成 32 年度に調査実施。)	73.6% (H27 アンケート調査結果)	100%	総務課
㉘	32	認知症サポーター数	5,969 人 (H28.3.31)	10,010 人	高齢者支援課
㉙	34	日中一時支援事業利用者数	54 人 (H28.3.31)	85 人	福祉課

＜重点目標4＞ 推進体制の充実・連携強化

指標 No.	施策 No.	成果指標	現状 (平成 27 年度)	目標 (平成 33 年度)	担当課
⑳	39	男女共同参画職員研修アンケートにおいて「男女共同参画について理解が深まった」と回答した割合	70.7% (H27 アンケート調査結果)	100.0%	総務課
㉑		市の男性職員の育児休業取得率	0% (H28.3.31)	5.0%	総務課

<第3次荒尾市男女共同参画計画の推進体制>

庁内組織



庁外組織

